12月はハラスメント撲滅月間です！

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進しています。
月間中、秋田労働局では、「特別相談窓口」を設置し、職場における各種ハラスメントの相談に対応します。

【特別相談窓口】
秋田労働局雇用環境・均等室
秋田市山王七丁目１－３　秋田合同庁舎４階
電話番号　　０１８－８６２－６６８４
開設時間等　８時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

【相談内容】
・職場における各種ハラスメント（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業・介護休業に関するハラスメント、カスタマーハラスメント、求職者等に対するセクシュアルハラスメント）に関する相談
・フリーランスに対して行われる業務委託におけるハラスメントに関する相談
・職場におけるハラスメント対策に関する取組についての相談　　など

令和８年10月１日に改正労働施策総合推進法等が施行され、**カスタマーハラスメント、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止**するために、雇用管理上必要な措置を講じることが新たに**事業主の義務**となりました！

詳しくは裏面をご覧下さい





ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
秋田労働局雇用環境・均等室

すべての事業主が対象となります　（施行日：令和８年10月１日）

カスタマーハラスメント対策の義務化

●カスタマーハラスメントとは、以下の**３つの要素をすべて満たすもの**です。

①顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の事業主の行う事業に関係を有する者が行う

②社会通念上許容される範囲を超えた言動により

③労働者の就業環境が害されること

●事業主が講ずべき主な措置の内容は以下のとおりです。

・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

・事後の迅速かつ適切な対応

・対応の実効性を確保するために必要なカスハラの抑止のための措置

・併せて講ずべき措置（プライバシー保護、不利益取扱いの禁止）

※カスタマーハラスメントは、業種・業態等によりその被害の実態や必要な対応も異なると考えられることから、業種・業態等における被害の実態や業務の特性等を踏まえて、それぞれの状況に応じた必要な取組を進めることが望まれます。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

●求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、**求職活動等**において行われる、**求職者等**に対する、労働者からの**性的な言動**により**求職活動等が阻害されること**です。

●事業主が講ずべき主な措置の内容は以下のとおりです。

・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

・事後の迅速かつ適切な対応

・併せて講ずべき措置（プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等）

※求職活動等を行う大学生や専門学生が所属する教育機関が設置する相談窓口の担当者等の求職者等の関係者から求職者等に対するセクシュアルハラスメントに係る相談に関する情報提供があった場合には、連携し、適切な対応を行うことが望まれます。

⭐ハラスメント対策は、制度をつくっただけで完成するものではありません。また、有効な対策は会社ごとに異なるものであり、法律の内容に沿って、会社の実情を踏まえて対策を充実させる努力を続けましょう。

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団　ＨＰ　検索